

大月市

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

大月市

令和6年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 策定体制	2
第2章 障害者の現状	3
1 各手帳の交付状況	3
2 身体障害者手帳所持者の状況	5
3 療育手帳所持者の状況	7
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	8
5 重複障害の状況	9
6 就園・就学・就労の状況	9
7 難病患者の状況	16
8 依存症患者の状況	17
第3章 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画の検証	18
1 障害福祉サービス提供体制の達成状況と検証	18
2 障害児福祉サービス提供体制の達成状況と検証	21
3 障害福祉サービス活動指標の達成状況と検証	23
4 障害児福祉サービス活動指標の達成状況と検証	34
5 地域生活支援事業活動指標の達成状況と検証	38
第4章 計画の基本方針	45
1 計画の基本的な考え方	45
第5章 第7期障害福祉計画	50
1 障害福祉サービス提供体制の目標	50
2 活動指標（見込量）と確保のための方策	55
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策	73
第6章 第3期障害児福祉計画	84
1 障害児福祉サービスの成果目標	84
2 障害児福祉サービスの実績と見込	86
第7章 計画の推進体制	91
1 計画の公表	91
2 計画の進行管理と評価	91
資料編	92
1 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会設置要綱	92
2 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会委員名簿	93
3 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定経過	93

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

大月市は、基本理念である「ともに生きる喜びを共有できるまち おおつき」の実現に向けて、平成18年度に「大月市第1期障害福祉計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行いながら、障害福祉サービスの効果的かつ効率的な運営を目指して、各種施策の整備を進め実行してきました。「第6期障害福祉計画」の最終年度が令和5年度であることから、この度、令和6年度～8年度を計画期間とする「大月市第7期障害福祉計画」を策定します。

「大月市第7期障害福祉計画」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)に基づき、身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制を確保するため、国の定める基本指針に即して定めるもので、「大月市第6期障害福祉計画」と同時期に策定された「大月市第4次障害者福祉計画」の実施計画として位置づけられるものです。

また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」により、障害児に対する支援の目標量や見込量を定めることが求められており、大月市では「第7期障害福祉計画」に合わせて「第3期障害児福祉計画」も一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により策定が求められている計画であり、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対するサービスの一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定します。

また、第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条により策定が求められている計画であり、障害児に対するサービスの具体的な数値目標を定め、ニーズの多様化にきめ細かく対応するためのサービスの拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備をすることを目的にしています。

本計画は、大月市第8次総合計画や障害者基本法第11条により策定が定められている大月市第4次障害者福祉計画をはじめとする上位計画や関連計画との整合を図りながら、市を一区域として策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、「大月市第4次障害者福祉計画」は令和3年度から令和11年度の9年間で計画期間としています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大月市 第4次障害者福祉計画（令和3～11年度）								
大月市 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 （令和3～5年度）			大月市 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 （令和6～8年度）			大月市 第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画 （令和9～11年度）		

4 策定体制

（1）大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会

障害者団体、福祉サービス提供事業者、学識経験者をはじめとする、福祉、教育の各分野の代表者で構成される策定委員会により、審議を行いました。

（2）パブリックコメントの実施

広く市民の声を計画に反映させるために、令和6年1月29日から2月19日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害者の現状

1 各手帳の交付状況

大月市の令和4年度末の障害者手帳の所持者数は1,391人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が930人(66.9%)、療育手帳所持者が237人(17.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が224人(16.1%)となっています。平成30年度からの5年間に於いて、各手帳所持者数の人口総数に対する比率は横ばいで推移しています。

人口総数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口総数	24,022	23,516	22,962	22,422	21,967

資料：福祉介護課（各年度末現在）

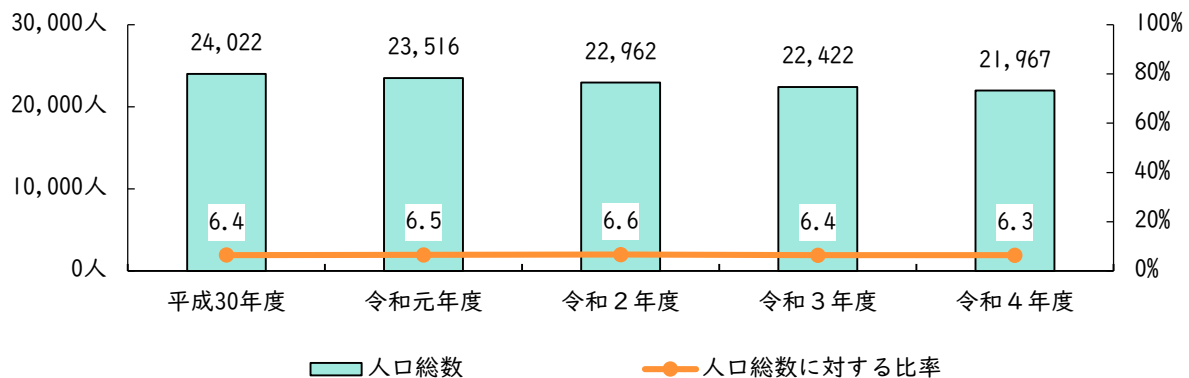
各手帳所持者数及び人口総数に対する比率の推移

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	交付数	1,073	1,069	1,069	974	930
	比率	4.47%	4.55%	4.66%	4.34%	4.23%
療育手帳	交付数	245	249	236	241	237
	比率	1.02%	1.06%	1.03%	1.07%	1.08%
精神障害者・保健福祉手帳	交付数	213	207	221	219	224
	比率	0.89%	0.88%	0.96%	0.98%	1.02%
総数（重複も含む）	交付数	1,531	1,525	1,526	1,434	1,391
	比率	6.4%	6.5%	6.6%	6.4%	6.3%

資料：福祉介護課（各年度末現在）

人口総数と人口総数に対する障害者比率の推移



大月市の令和4年度末の障害者手帳所持者を年齢層別に見ると、全障害者手帳所持者（1,391人）のうち65歳以上の高齢者が805人（57.9%）と最も多く約6割を占め、次いで18～64歳の青壮年層が542人（39.0%）、0～17歳の幼少年が44人（3.2%）となっています。平成30年度からの5年間において、障害者手帳所持者数はやや減少傾向にあります。

年齢層別 身体障害者手帳の交付状況 (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上	809	815	819	743	716
18～64歳	253	243	238	219	201
0～17歳	11	11	12	12	13
計	1,073	1,069	1,069	974	930

資料：福祉介護課（各年度末現在）

年齢層別 療育手帳の交付状況 (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上	34	35	37	38	39
18～64歳	178	183	171	175	168
0～17歳	33	31	28	28	30
計	245	249	236	241	237

資料：福祉介護課（各年度末現在）

年齢層別 精神障害者保健福祉手帳の交付状況 (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上	50	52	54	48	50
18～64歳	163	154	167	169	173
0～17歳	0	1	0	2	1
計	213	207	221	219	224

資料：福祉介護課（各年度末現在）

年齢層別 障害者手帳の交付状況 (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上	893	902	910	829	805
18～64歳	594	580	579	563	542
0～17歳	44	43	37	42	44
計	1,531	1,525	1,526	1,434	1,391

資料：福祉介護課（各年度末現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 障害種類別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳の交付状況を障害種類別に見ると、令和4年度では肢体不自由が43.9%と最も多く、全体の4割となっています。次いで、内部障害が37.2%、聴覚平衡機能障害が11.2%、視覚障害が6.5%、音声言語そしゃく機能障害が1.3%となっています。

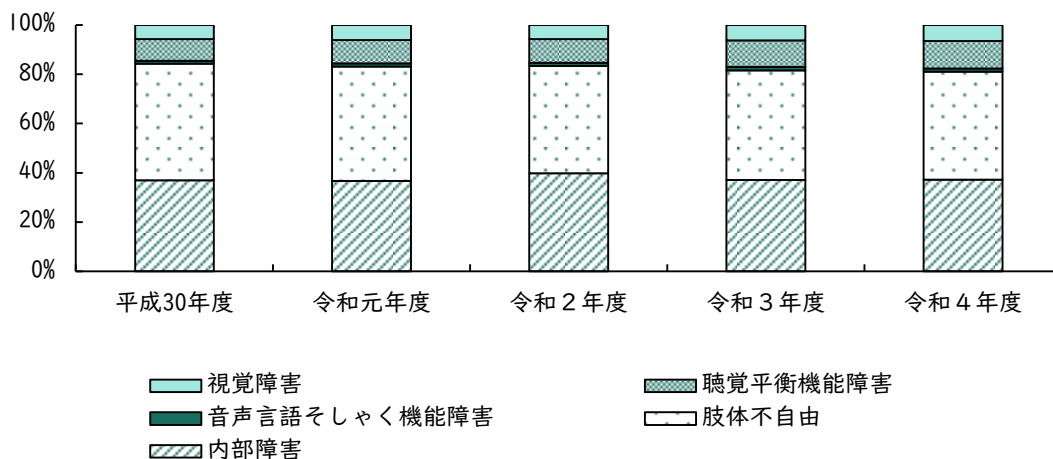
障害種類別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	交付数	61	65	61	61	60
	比率	5.7%	6.1%	5.7%	6.3%	6.5%
聴覚平衡機能障害	交付数	95	101	103	104	104
	比率	8.9%	9.4%	9.6%	10.7%	11.2%
音声言語そしゃく機能障害	交付数	13	14	14	15	12
	比率	1.2%	1.3%	1.3%	1.5%	1.3%
肢体不自由	交付数	508	497	465	433	408
	比率	47.3%	46.5%	43.5%	44.5%	43.9%
内部障害	交付数	396	392	426	361	346
	比率	36.9%	36.7%	39.9%	37.1%	37.2%
手帳所持者総数	交付数	1,073	1,069	1,069	974	930
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉介護課（各年度末現在）

障害種類別身体障害者手帳所持者構成比の推移



(2) 等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳の交付状況を等級別に見ると、令和4年度では最も程度の重い「1級」が36.9%と最も多くなっています。次いで、「4級」が25.1%、「3級」が14.7%、「2級」が13.8%と続いています。「1級」から「3級」までで65.4%と身体障害者手帳所持者の6割半を占めています。

平成30年度からの推移を見ると、いずれの等級も微減で推移しています。

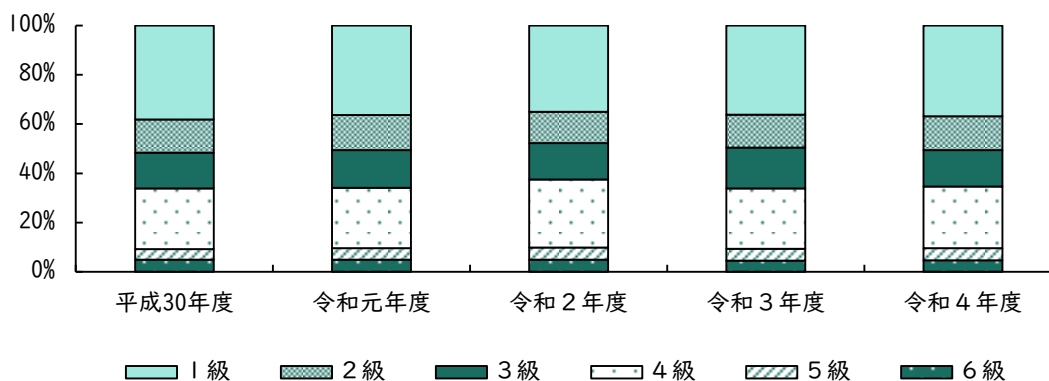
等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	交付数	409	388	374	353	343
	比率	38.1%	36.3%	35.0%	36.2%	36.9%
2級	交付数	145	153	137	130	128
	比率	13.5%	14.3%	12.8%	13.3%	13.8%
3級	交付数	156	163	157	161	137
	比率	14.5%	15.2%	14.7%	16.5%	14.7%
4級	交付数	265	263	296	239	233
	比率	24.7%	24.6%	27.7%	24.5%	25.1%
5級	交付数	46	50	52	47	46
	比率	4.3%	4.7%	4.9%	4.8%	4.9%
6級	交付数	52	52	53	44	43
	比率	4.9%	4.9%	5.0%	4.5%	4.6%
手帳所持者総数	交付数	1,073	1,069	1,069	974	930
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉介護課（各年度末現在）

等級別身体障害者手帳所持者構成比の推移



3 療育手帳所持者の状況

療育手帳の交付状況を程度別に見ると、令和4年度では「A（最重度・重度）」が47.7%、「B（中度・軽度）」が52.3%で、「A（最重度・重度）」と「B（中度・軽度）」の割合はほぼ同じです。また、平成30年度からの推移を見ると、「A（最重度・重度）」と「B（中度・軽度）」ともに、ほぼ横ばいとなっています。

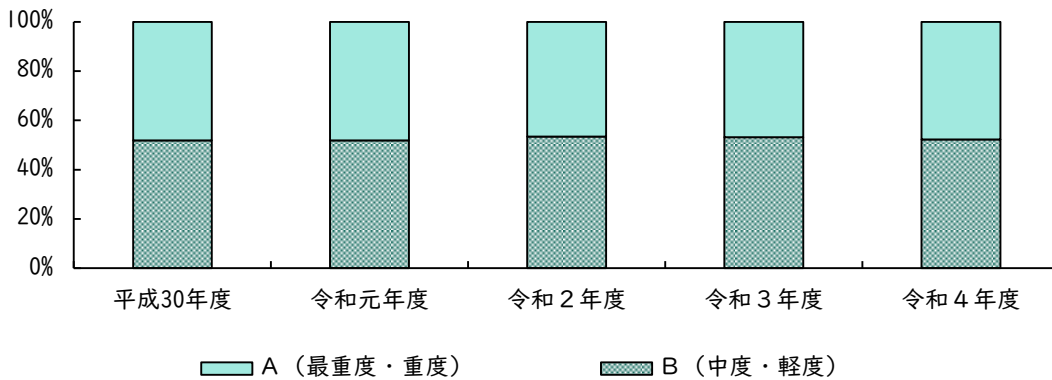
程度別療育手帳所持者数及び構成比の推移

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (最重度・重度)	交付数	118	120	110	113	113
	比率	48.2%	48.2%	46.6%	46.9%	47.7%
B (中度・軽度)	交付数	127	129	126	128	124
	比率	51.8%	51.8%	53.4%	53.1%	52.3%
手帳所持者総数	交付数	245	249	236	241	237
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉介護課（各年度末現在）

程度別療育手帳所持者構成比の推移



4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を等級別に見ると、令和4年度では「2級」が71.4%と最も多く、次いで、「3級」が17.9%、「1級」が10.7%となっています。

平成30年度からの推移を見ると、いずれの等級もほぼ横ばいとなっています。

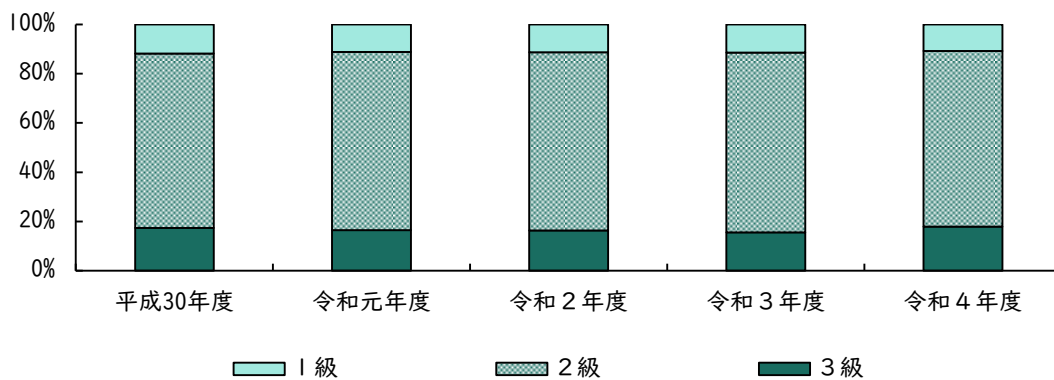
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	交付数	25	23	25	25	24
	比率	11.7%	11.1%	11.3%	11.4%	10.7%
2級	交付数	151	150	160	160	160
	比率	70.9%	72.5%	72.4%	73.1%	71.4%
3級	交付数	37	34	36	34	40
	比率	17.4%	16.4%	16.3%	15.5%	17.9%
手帳所持者総数	交付数	213	207	221	219	224
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉介護課（各年度末現在）

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



5 重複障害の状況

令和4年度末の重複障害の状況を見ると、身体・知的の重複が37人と最も多くなっています。

重複障害の状況

(人)

	身体・知的 重複	知的・精神 重複	身体・精神 重複	身体・知的・ 精神重複
手帳所持者数	37	3	6	0

資料：福祉介護課（令和4年度末現在）

6 就園・就学・就労の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

保育所、認定こども園の全在園児数はやや減少傾向となっておりますが、在園児のうち、サポートが必要であるケースは増えています。

療育の支援が必要と思われる園児がいた場合、保育士から保健師、子ども家庭総合支援センター、療育コーディネーターなどへ繋ぎ専門的な観点を取り入れながら支援にあたっています。必要に応じて療育手帳の取得や福祉サービスの利用などへと繋いでいます。

就学前には、市教育委員会、保健師などが園を訪問し園児の小学校入学に向けての相談等にあたっています。次ページ以降の「(2) 小・中学校の特別支援学級の状況」の児童数からも、支援を要する児童・生徒が決して少なくない状況がわかります。小学校入学後も保健師、療育コーディネーター、教育委員会、障害者支援担当などが連携し療育支援を継続しています。

保育所における園児の在籍状況の推移

(人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
3歳未満	27	69	23	67	23	66	22	31	9	33
3歳	22	38	10	34	12	34	13	18	7	18
4歳以上	42	66	44	70	31	72	23	52	14	42
計	91	173	77	171	66	172	58	101	30	93

資料：子育て健康課（各年度5月1日現在）

※富浜保育所は令和5年3月末をもって閉所、令和にこにこ園は令和3年度開園、令和4年度より認定こども園

大月保育園・真木保育園・初狩保育所（令和元年度～令和5年度）、富浜保育所（令和元年度～令和4年度）、令和にこにこ園（令和3年度）

幼稚園における園児の在籍状況の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳	53	37	32	32	10
4歳	60	49	35	32	17
5歳	54	59	50	35	12
計	167	145	117	99	39

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※猿橋幼稚園は令和5年3月末をもって閉園、鳥沢幼稚園は令和5年度より認定こども園
キリスト幼稚園（令和元年度～令和5年度）、猿橋幼稚園・鳥沢幼稚園（令和元年度～令和4年
度）

認定こども園における園児の在籍状況の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳未満				33	42
3歳				26	41
4歳以上				20	86
計				79	169

資料：子育て健康課（各年度5月1日現在）

※令和にこにこ園は令和4年度から、とりさわ認定こども園は令和5年度から
令和にこにこ園（令和4年度～令和5年度）、とりさわ認定こども園（令和5年度）

(2) 小・中学校の特別支援学級の状況

小学校の特別支援学級の状況を見ると、市内5か所の小学校で設置され、過去5年間に増減はありましたが、令和5年度の学級数は11学級です。また、特別支援学級の児童数は、平成元年度に35人だったのに対し、令和5年度には29人と減少傾向となっています。

中学校の特別支援学級の状況を見ると、市内2か所の中学校で設置され、令和5年度の学級数は4学級と、令和元年度と比べて2学級減っています。また、特別支援学級の生徒数は、令和元年度に14人だったのに対し、令和5年度には18人となっています。

小学校の特別支援学級の状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数(校)	5	5	5	5	5
学級数(学級)	11	11	10	12	11
児童数(人)	35	31	31	31	29

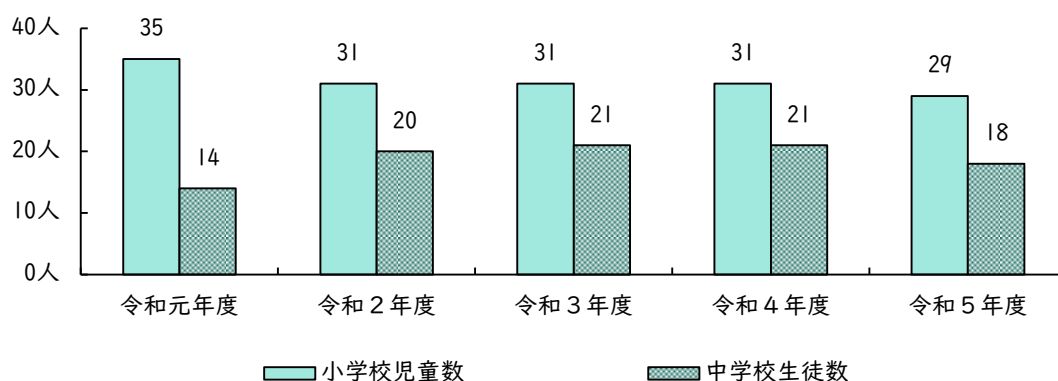
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

中学校の特別支援学級の状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数(校)	2	2	2	2	2
学級数(学級)	6	6	5	4	4
生徒数(人)	14	20	21	21	18

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

特別支援学級における児童・生徒数の推移



(3) 小・中学校の通級指導教室の状況

通常学級において一部特別な対応を要する小学校の通級指導教室の児童数を見ると、令和5年度では82人となっています。令和元年度からは中学校にも通級指導教室が設置され、令和5年度は23人が在籍しています。

小学校の通級指導教室の状況

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	59	54	59	66	82

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

中学校の通級指導教室の状況

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生徒数	15	23	26	24	23

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(4) 県内支援学校等の入学者数の状況

令和元年度以降の、県立やまびこ支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、令和元年度から10人前後で推移しています。なお、県立やまびこ支援学校以外の支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、令和2年度以降各年度に高等部へ1人が入学しています。

県内支援学校等の入学者数の推移

(人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他
幼稚部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学部	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
中学部	1	0	3	0	1	0	1	0	3	0
高等部	6	0	2	1	3	1	2	1	9	1
入学者総数	7	0	7	1	4	1	5	1	12	1

資料：県立やまびこ支援学校（各年度大月市入学者数）
その他の支援学校：学校教育課（各年度大月市入学者数）

(5) 県立やまびこ支援学校の在学者数の状況

令和元年度から令和5年度までの県立やまびこ支援学校に在籍する大月市の児童・生徒数を見ると、令和元年度以降は20人から25人程度で推移しています。

県立やまびこ支援学校の在学者数の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	5	5	6	8	5
中学部	6	7	5	5	5
高等部	14	10	11	7	14
在学者総数	25	22	22	20	24

資料：県立やまびこ支援学校（各年度5月1日現在、大月市在学者数）

(6) 職員の障害者雇用状況

市職員の障害者雇用状況は、令和4年度は1.22%と平成30年度と比べてやや高くなっています。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けされています。本市での実雇用率は2.29%と、令和4年度の法定雇用率2.6%を下回っています。なお、国では、令和6年度からは3.0%に引き上げることを予定しています。

市職員の障害者雇用状況

	算定基礎 労働者数（人）	障害者雇用人数（人）		雇用率（%）
		身体障害	知的障害	
平成30年度	384	4	0	1.04%
令和元年度	258	3	0	1.16%
令和2年度	310	3	0	0.97%
令和3年度	324	4	0	1.23%
令和4年度	327	4	0	1.22%

資料：秘書広報課

市職員の法定雇用率の状況

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員の数（人）	障害者任免状況通報書 によって算定した 障害者の数（人）	実雇用率（%）
平成30年度	285	7	2.46%
令和元年度	192	5	2.60%
令和2年度	244	4	1.64%
令和3年度	258	6	2.33%
令和4年度	262	6	2.29%

資料：秘書広報課

※法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員より、消防吏員は除く。また、教育委員会は別途算出対象となる障害者数の算定における換算については以下のとおり。

- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は1人をもって2人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者の短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満）は1人をもって1人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者及び重度知的障害者を除く短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満）は1人をもって0.5人の職員とみなす。

(7) 障害者の求職状況

障害者の求職状況を見ると、就職件数は、令和2年は新規求職申込件数3件に対して就職件数4件(133.3%)でしたが、令和5年度では新規求職申込件数8件に対して5件(62.5%)となっています。

障害者の求職状況

(人)

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和5年度
新規求職申込数	2	0	0	0	1	8	0	0
就職件数	0	0	1	1	3	4	0	0
新規登録者数	0	0	0	0	0	3	0	0
有効求職者数	32	40	14	20	46	58	0	0
就職中の者	90	88	68	65	57	63	1	1
保留中の者	37	28	11	13	39	33	2	1

資料：ハローワーク大月（各年度7月31日現在）

7 難病患者の状況

難病患者数の推移を見ると、令和4年度では特定疾患医療費給付受給者が159人、小児慢性特定疾患医療費給付受給者が13人となっています。

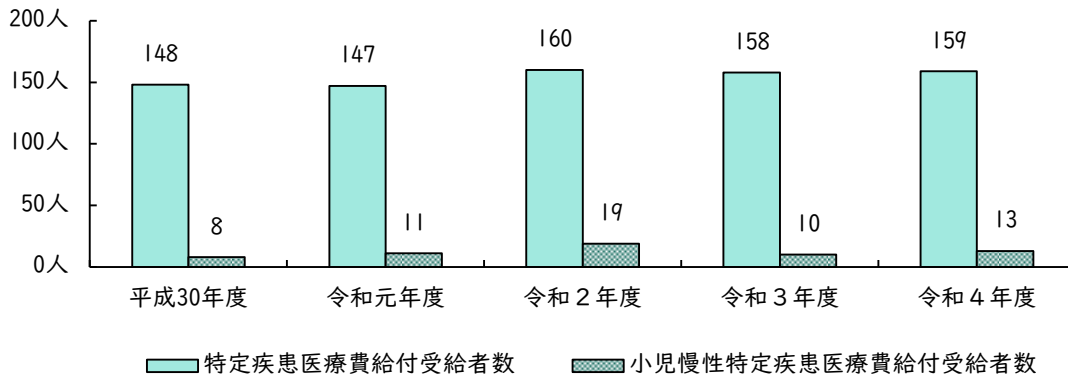
難病患者数の推移

(人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特定疾患医療費給付受給者数	148	147	160	158	159
小児慢性特定疾患医療費給付受給者数	8	11	19	10	13

資料：富士・東部保健福祉事務所（各年度末現在）

難病患者数の推移



※特定疾患医療費給付受給者

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患疾病を難病と呼び、その中で、指定された疾患を特定疾患として、特定疾患医療受給者証の交付を受けている人のことをいいます。令和5年4月1日現在で、338の難病が指定されています。

※小児慢性特定疾患医療費給付受給者

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患医療給付は、児童の健全育成を目的として、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

8 依存症患者の状況

全国的に、アルコール依存症をはじめ、依存症患者数は増加傾向にありますが、大月市で依存症について依存症自立（精神）受給者証が発行されている人のうち、「主たる疾病」が「アルコール・薬物の疾患による」方は近年3～4人で推移しています。

依存症患者数の推移

(人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
精神通院医療受給者のうち アルコール・薬物の疾患による受給者	3	3	4	5	4

資料：福祉介護課（各年度末現在）

第3章 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画の検証

第6期大月市障害福祉計画・第2期大月市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）で設定した数値目標及び障害福祉サービス等の見込量に係る達成状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス提供体制の達成状況と検証

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値	考え方
入所者数削減見込	1人	0人	令和元年度末時点から令和5年度末時点までの、施設入所者数の削減の見込み
	1.7%	0.0%	削減割合 <国目標：1.6%以上>

項目	目標値	実績値	考え方
地域生活移行者数	4人	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの、施設入所から地域生活への移行者数の見込み
	6.9%	1.8%	移行割合 <国目標：6.0%以上>

検証

日中活動系・居住系サービスによる支援で地域生活への移行を目指しましたが、目標には至りませんでした。1人、地域生活へ移行しました。

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	実績値	考え方
地域生活支援拠点等の運用検証	年1回以上	年1回以上	東部圏域で整備（面的整備型）した地域生活支援拠点において、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証

検証

達成しました。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度中の一般就労移行者数	5人 (2.5倍)	5人	令和5年度に一般就労への移行者数 <国目標：令和元年度の1.27倍以上>

検証

達成しました。

② 就労移行支援事業を通じての一般就労移行

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度中の移行者数	3人 (1.5倍)	1人	令和5年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数 <国目標：令和元年度の1.30倍以上>

検証

就労移行支援事業を通じての一般就労移行を目指しましたが、目標には至りませんでした。1人、一般就労に移行しました。

③-1 就労継続支援事業A型を通じての一般就労移行

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度中の利用者数	1人 (-倍)	0人	令和5年度末の就労継続支援事業A型を利用した移行者数 <国目標：令和元年度の1.26倍以上>

検証

就労継続支援事業A型を通じての一般就労移行を目指しましたが、目標には至りませんでした。

③-2 就労継続支援事業B型を通じての一般就労移行

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度中の利用者数	1人 (-倍)	4人	令和5年度末の就労継続支援事業B型の利用した移行者数 <国目標：令和元年度の1.23倍以上>

検証

達成しました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

④-1 就労定着支援事業の利用率

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度の利用率	80.0%	20.0%	令和5年度の就労移行支援事業等による移行率 <国目標：就労定着支援事業利用率7割以上>

④-2 就労定着率

項目	目標値	実績値	考え方
就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所	0箇所	令和5年度の事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

検証

就労定着支援事業を通じた一般就労移行を目指しましたが、目標には至りませんでした。

2 障害児福祉サービス提供体制の達成状況と検証

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援センター設置数	1箇所(圏域)	0箇所	令和5年度末時点の児童発達支援センター設置数

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	1箇所(圏域)	0箇所	令和5年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数

検証

令和5年度末までの児童発達支援センターの設置を目指しましたが、目標には至りませんでした。令和8年度末までの児童発達支援センターの設置を目指すとともに、保育所等訪問支援サービス提供事業所の確保を図ります。

③-1 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援事業所数	1箇所(圏域)	1箇所	令和5年度末時点の児童発達支援事業所数

検証

達成しました。

③-2 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1箇所(圏域)	1箇所	令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数

検証

達成しました。

④ 医療的ケア児支援の協議の場の整備

項目	目標値	実績値	考え方
令和5年度末時点の協議の場	1箇所 (圏域)	1箇所	令和5年度末時点の市村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況

検証

達成しました。

3 障害福祉サービス活動指標の達成状況と検証

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込値	388	413	440
	実績値	616	979	994
	達成率	158.8%	237.0%	225.9%
実人員	見込値	27	29	31
	実績値	24	23	24
	達成率	88.9%	79.3%	77.4%

※令和5年度は見込値、以降の表は同様

※訪問系サービスは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者包括支援」を合計した見込値・実績値で記載しています。

検証

対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めました。また、困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者が相互に情報交換ができる体制づくりや、相談支援事業者の活用を促進し、必要な訪問系サービスの提供を図りました。その結果、利用実人員は下回りましたが、利用時間数は見込値を上回りました。これは、きめ細かい対応が必要であることから、一人当たりの平均利用時間が長くなる傾向があったことが理由と考えられます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	1,584	1,566	1,548
	実績値	1,603	1,660	1,679
	達成率	101.2%	106.0%	108.5%
実人員	見込値	88	87	86
	実績値	91	90	91
	達成率	103.4%	103.4%	105.8%

検証

主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供しました。利用日数、利用者数ともに概ね計画どおりに推移しています。

② 自立訓練（機能訓練）

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	10	10	10
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法士や作業療法士等が一定期間、通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上に必要な訓練等を行うサービスです。令和3年度から利用者はいませんでした。

③ 自立訓練（生活訓練）

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	15	15	15
	実績値	42	22	22
	達成率	280.0%	146.7%	146.7%
実人員	見込値	2	2	2
	実績値	2	1	1
	達成率	100.0%	50.0%	50.0%

検証

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、通所と利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行いました。令和4年度から利用者が1人減少しました。

④ 就労移行支援

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	3	3	3
	実績値	21	63	63
	達成率	700.0%	2,100.0%	2,100.0%
実人員	見込値	1	1	2
	実績値	2	3	3
	達成率	200.0%	300.0%	150.0%

検証

65歳未満の一般就労等を希望する人を対象に、一定期間、事業所の作業や企業の実習、および適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等を行いました。大幅に達成率を上回りました。

⑤ 就労継続支援（A型）

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	85	85	92
	実績値	165	117	128
	達成率	194.1%	137.6%	139.1%
実人員	見込値	4	4	5
	実績値	10	7	8
	達成率	250.0%	175.0%	160.0%

検証

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に至らなかった人、企業等の就労経験者で、サービス利用開始時に65歳未満の人を対象に、事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行いました。利用人日、実人員ともに達成率を大幅に上回りました。

⑥ 就労継続支援（B型）

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	1,178	1,216	1,254
	実績値	1,122	1,161	966
	達成率	95.2%	95.5%	77.0%
実人員	見込値	62	64	66
	実績値	61	65	54
	達成率	98.4%	101.6%	81.8%

検証

企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験があるが年齢や体力の面で雇用が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人、上記に該当せず50歳以上の人、または試行の結果、企業の雇用や、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人を対象に、雇用契約を結ばない就労の機会を提供し、就労に向けた知識や能力の向上に必要な指導や訓練等を行いました。達成率は下回りました。就労継続支援（B型）から就労継続支援（A型）に移行した方がいたのも理由の一つと考えられます。

⑦ 就労定着支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	2	1	1
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%

検証

就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人を対象に、企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向け、連絡調整や指導・助言等の支援を行いました。計画通りに推移しています。

⑧ 療養介護

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	9	9	9
	実績値	9	9	9
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

検証

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6（要介護5程度）や、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5（要介護4程度）以上の人を対象に、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行いました。計画通りに推移しています。

⑨ 短期入所（福祉型）

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	72	72	64
	実績値	67	53	55
	達成率	93.1%	73.6%	85.9%
実人員	見込値	9	9	8
	実績値	11	7	7
	達成率	122.2%	77.8%	87.5%

検証

障害支援区分が区分1以上である障害者や、障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障害児を対象に、自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行いました。新型コロナウイルス感染症の影響で利用を控えている傾向が見られました。

⑩ 短期入所（医療型）

（月当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	7	7	7
	実績値	1	0	0
	達成率	14.3%	0.0%	0.0%
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%

検証

令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響及び施設が遠方ということもあり、利用がない状況となりました。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害者を対象に、居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスですが、利用者がいない状態となっています。圏域に事業所もなく、施設やグループホームから一人暮らしへ移行する人がいなかったことから、サービス利用がありませんでした。

② 共同生活援助（グループホーム）

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	31	34	35
	実績値	27	31	30
	達成率	87.1%	91.2%	85.7%

検証

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域で自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な人を対象に、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行いました。概ね計画通りに推移しています。

③ 施設入所支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	60	59	58
	実績値	57	56	62
	達成率	95.0%	94.9%	106.9%

検証

生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者を対象に、夜間や休日に、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行いました。概ね計画通りに推移しています。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	35	36	37
	実績値	42	40	38
	達成率	120.0%	111.1%	102.7%

検証

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行いました。また、特定支援事業所の増加や相談支援専門員の人材確保などに努め利用計画の作成促進につなげました。計画通りに推移しており、達成率は上回りました。

② 地域移行支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスですが、令和3年度からは利用者はいませんでした。

③ 地域定着支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスですが、令和3年度からは利用者はいませんでした。

(5) その他の活動指標

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①-1 協議の場 開催回数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	見込値	1	1	1
	実績値	0	1	1
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%

検証

達成しました。

①-2 協議の場 保健、医療及び福祉関係者の参加者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	18	18	18
	実績値	0	25	25
	達成率	0.0%	138.9%	138.9%

検証

達成しました。

①-3 協議の場 目標設定数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	見込値	3	3	3
	実績値	0	3	10
	達成率	0.0%	100.0%	333.3%

検証

達成しました。

①-4 協議の場 評価の実施

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	1
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%

検証

達成しました。

② 相談支援体制の充実・強化のための取組

②-1 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	見込値	1	1	1
	実績値	2	1	1
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%

検証

達成しました。

②-2 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	見込値	1	1	1
	実績値	1	2	2
	達成率	100.0%	200.0%	200.0%

検証

達成しました。

②-3 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

地域の相談支援事業者の人材育成支援の実施を目指しましたが、目標には至りませんでした。

②-4 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	見込値	2	2	2
	実績値	3	4	4
	達成率	150.0%	200.0%	200.0%

検証

達成しました。

③ 障害福祉サービス等の質の向上

③-1 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	2	2	2
	実績値	0	5	2
	達成率	0.0%	250.0%	100.0%

検証

達成しました。

③-2 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	見込値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	0.0%
回	見込値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	0.0%

検証

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有を目指しましたが、実施には至りませんでした。令和8年度の実施に向けて検討していきます。

4 障害児福祉サービス活動指標の達成状況と検証

(1) 障害児支援サービス

① 児童発達支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	32	32	32
	実績値	28	24	24
	達成率	87.5%	75.0%	75.0%
実人員	見込値	4	4	4
	実績値	4	3	3
	達成率	100.0%	75.0%	75.0%

検証

未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行いました。概ね計画通りに推移しています。

② 医療型児童発達支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	11	11	11
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、発達支援及び治療を行うサービスですが、圏域に事業所がなく、ニーズがあっても近隣で利用ができないため、利用者がいない状態になっています。

③ 放課後等デイサービス

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	396	408	408
	実績値	362	328	311
	達成率	91.4%	80.4%	76.2%
実人員	見込値	33	34	34
	実績値	30	30	28
	達成率	90.9%	88.2%	82.4%

検証

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行いました。概ね計画通りに推移しています。

④ 保育所等訪問支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	2	2	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスですが、圏域に事業所がなく、これまでの利用実績はありません。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行うサービスですが、圏域に事業所がなく、これまでの利用実績はありません。

⑥ 障害児相談支援

(月当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	5	5	5
	実績値	3	3	4
	達成率	60.0%	60.0%	80.0%

検証

通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者を対象に、障害児通所支援を利用するための児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案しながら、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、検証する相談支援を提供しました。利用者増の傾向を踏まえ、今後も増加を見込んでいます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	見込値	0	1	1
	実績値	0	1	1
	達成率	-	100.0%	100.0%

検証

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを令和4年度より1名配置し、医療的ケア時の適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、支援しています。

(2) 発達障害者等に対する支援

①ペアレントトレーニング等支援プログラム

①-1 支援プログラム等の受講者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

①-2 ペアレントメンター

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

①-3 ピアサポート活動参加者

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	見込値	2	2	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

検証

ペアレントトレーニング等支援プログラムのニーズを把握しながら、実施を検討しましたが、実施には至りませんでした。ペアレントトレーニング等支援プログラムの周知啓発を行いながら、潜在的ニーズを把握し、実施を検討していきます。

5 地域生活支援事業活動指標の達成状況と検証

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業があります。本市で行った第6期計画における地域生活支援事業について、実施状況を把握し、検証します。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	見込値	実施	実施	実施
	実績値	1	1	1
	達成率	-	-	-

検証

公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化し、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村・小菅村・丹波山村の3市3村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努めました。

② 成年後見制度利用支援事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	見込値	1	1	1
	実績値	1	0	1
	達成率	100.0%	0.0%	100.0%

検証

福祉施設及び病院からの地域移行を促進するうえで、ニーズの増加が考えられるため、潜在的なニーズを把握するとともに、必要とされる利用者への情報提供にも努めています。

③ 意思疎通支援事業（手話通訳者及び要約筆記者派遣事業）

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	見込値	100	100	100
	実績値	91	60	60
	達成率	91.0%	60.0%	60.0%

検証

手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を行いました。障害者手帳の交付時に事業の説明を行うなど、事業の周知を図り、サービス利用を促進しました。なお、手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し事業を行いました。利用者はいるものの、達成率は下回りました。

④ 日常生活用具給付等事業

④-1 介護・訓練支援用具

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	1	1	1
	実績値	5	3	0
	達成率	500.0%	300.0%	0.0%

検証

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）など、身体介護を支援する用具を給付しました。利用者のニーズによって、実績値に差があります。

④-2 自立生活支援用具

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	3	3	3
	実績値	3	0	3
	達成率	100.0%	0.0%	100.0%

検証

入浴補助用具、便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置などを給付する事業です。利用者のニーズによって、実績値に差があります。

④-3 在宅療養等支援用具

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	3	3	3
	実績値	1	1	1
	達成率	33.3%	33.3%	33.3%

検証

透析液加温器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）などの給付を行いました。

④-4 情報・意思疎通支援用具

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	2	2	2
	実績値	0	1	0
	達成率	0.0%	50.0%	0.0%

検証

携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、視覚障害者用活字文書読み上げ装置などの情報収集や意思伝達を支援する用具の給付を行いました。

④-5 排泄管理支援用具

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	140	140	140
	実績値	137	133	127
	達成率	97.9%	95.0%	90.7%

検証

ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）、紙おむつ等の排泄管理を支援する用具の給付を行いました。概ね計画通りに推移しています。

④-6 在宅生活動作補助用具（住宅改修費）

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	見込値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%

検証

手すりの取り付け、段差の解消、引き戸への扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替えなど小規模な住宅改修について改修費を給付するものですが、令和4年度以降は利用者はいませんでした。

⑤ 移動支援事業

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	9	9	9
	実績値	8	6	7
	達成率	88.9%	66.7%	77.8%
延利用時間	見込値	650	650	650
	実績値	573	434	300
	達成率	88.2%	66.8%	46.2%

検証

外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助や外出中におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）を行いました。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

（年当たり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	15	15	15
	実績値	13	9	12
	達成率	86.7%	60.0%	80.0%

検証

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業を行いました。

⑦ 地域活動支援センター事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	見込値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
実人員	見込値	20	20	20
	実績値	27	18	18
	達成率	135.0%	90.0%	90.0%

検証

市内2箇所において、障害者を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会の提供（基礎的事業）と、通所による小規模な作業所の運営と日常生活や就労の支援を行う事業（機能強化事業）を実施しました。障害の特性に合わせた活動の実施やNPO等との連携により、概ね計画通りに推移しています。

⑧ 理解促進研修・啓発事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	見込値	実施	実施	実施
	実績値	1	1	1
	達成率	-	-	-

検証

障害者等の理解を深めるため、市広報を活用し、啓発を行い、地域への理解促進を図っています。

(2) その他の事業 (任意)

① 日中一時支援事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	見込値	6	6	6
	実績値	5	4	5
	達成率	83.3%	66.7%	83.3%
実人員	見込値	20	20	20
	実績値	22	19	19
	達成率	110.0%	95.0%	95.0%

検証

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施しました。

② 社会参加促進事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	見込値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

検証

スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害者の社会参加を図りました。

③ 訪問入浴サービス事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	見込値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
実人員	見込値	3	3	3
	実績値	3	2	1
	達成率	100.0%	66.7%	33.3%

検証

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行いました。

④ 自動車改造費助成事業

(年当たり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	見込値	1	1	1
	実績値	0	0	1
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%

検証

身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。令和5年度は利用者がいました。

第4章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

(1) 障害者総合支援法、児童福祉法における基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、共生社会を実現するために、国の障害福祉計画の以下の基本理念に即して、計画を策定します。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となってサービス等の提供体制を整備し、障害福祉サービスの充実および福祉サービスの均等化を図ります。また、必要な情報提供を行うなど、制度の周知を図り、障害福祉サービスの活用を促進します。

また、障害福祉計画等の策定に当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえます。

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者及び障害児とします。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際には、社会福祉法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ体制整備を進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児が障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援を行い、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援や通所支援が受けられるように、障害児福祉サービスの充実を図ります。

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

障害福祉サービスの提供等を担う人材を確保するため、研修の実施、多種機関の連携を推進するほか、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえるとともに、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、以下の目的に基づいて令和8年度の目標値を設定します。

さらに、その達成に向けた障害福祉サービスの見込量を実績や今後の需要を勘案して推計し、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めます。

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、地域で生活していくために必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

障害者が希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を提供するよう保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

また、入所等から地域生活への移行を進めるにあたっては、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進するとともに、支援に係るニーズを適切に把握します。

さらに、地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、機能の充実を図ります。

なお、国が示す地域生活を支援する拠点等の整備を、東部圏域内に1箇所以上整備することを目指します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉施設における雇用を拡大します。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害のある障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

強度行動障害のある障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数を集計することや療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする障害者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行います。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の障害者を把握します。

高次脳機能障害を有する者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握します。

難病患者については、多様な症状や障害などその特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備します。

⑥ 依存症対策の推進

アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修を実施し、幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の周知と整備ならびに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要です。地域の様々な関係機関が密接に連携して、依存症である人とその家族に対する支援を行います。

第 5 章 第 7 期障害福祉計画

I 障害福祉サービス提供体制の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の目標

- 令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活に移行すること
- 令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減すること

目標

項目	数値	考え方
令和 4 年度末入所者数(a)	56人	令和 4 年度末の施設入所者数
令和 8 年度末入所者数(b)	52人	令和 8 年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(c)	4人	(a)-(b)施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
	7.1%	(c)/(a)地域移行割合<国目標：6%以上>
【目標値】 入所者数削減見込(d)	4人	(a)-(b)入所者数削減見込
	7.1%	(d)/(a)削減割合<国目標：5%以上>

※国の目標様式に合わせて表記

(2) - 1 地域生活支援の充実

国の目標

- 令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討する。

目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備	東部圏域自立支援協議会（都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村）
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置	
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	

※国の目標様式に合わせて表記

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置（人）	実績値/見込値	0	0	0	1	1	1
検証・検討年間実施回数（回）	実績値/見込値	0	1	1	1	1	1

※国の目標様式に合わせて表記

(2) - 2 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の目標

- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

目標

項目	数値	考え方
地域の関係機関が連携した支援体制	実施	家族等から聞き取りを行い実施

※国の目標様式に合わせて表記

(3) - 1 福祉施設から一般就労への移行等

国の目標

- 就労移行支援事業等（生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.29倍以上とする。
- 就労継続支援B型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- 令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

目標

① 就労移行支援事業等

項目	数値	考え方
令和3年度移行者数(a)	1人	令和3年度の年間移行者数
【目標値】 令和8年度移行者数(b)	4人	令和8年度の年間移行者数
	4.00倍	(b)/(a) < 国目標：令和3年度の1.28倍以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

② 就労移行支援

項目	数値	考え方
令和3年度移行者数(a)	1人	令和3年度の年間移行者数
【目標値】 令和8年度移行者数(b)	2人	令和8年度の年間移行者数
	2.00倍	(b)/(a) < 国目標：令和3年度の1.31倍以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

③ 就労継続支援A型

項目	数値	考え方
令和3年度移行者数(a)	0人	令和3年度の年間移行者数
【目標値】 令和8年度移行者数(b)	1人	令和8年度の年間移行者数
	-倍	(b)/(a) < 国目標：令和3年度の1.29倍以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

④ 就労継続支援B型

項目	数値	考え方
令和3年度移行者数(a)	0人	令和3年度の年間移行者数
【目標値】 令和8年度移行者数(b)	1人	令和8年度の年間移行者数
	-倍	(b)/(a) < 国目標：令和3年度の1.28倍以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

⑤ 一般就労移行者が5割以上の事業所

項目	数値	考え方
令和8年度事業所数(a)	1箇所	令和8年度事業所数 (令和5年度末事業所数)
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の 事業所数(b)	1箇所	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
	100.0%	(b)/(a) < 国目標：5割以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

(3) - 2 一般就労後の定着支援

国の目標

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。

目標

① 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
令和3年度就労定着支援事業の利用者数(a)	1人	令和3年度就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数(b)	2人	令和8年度就労定着支援事業の利用者数
	2.00倍	(b)/(a) < 国目標：令和3年度の1.41倍以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

② 就労定着率が7割以上の事業所

項目	数値	考え方
令和8年度事業所数(a)	1箇所	令和8年度事業所数 (令和5年度末事業所数)
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数(b)	1箇所	就労定着率が7割以上の事業所数
	100.0%	(b)/(a) < 国目標：2.5割以上 >

※国の目標様式に合わせて表記

2 活動指標（見込量）と確保のための方策

（1）訪問系サービス

見込量の考え方

第6期に利用実績があったものについては、第6期の期中伸び率より推計後、県や近隣市町村と協議し、設定しています。

第6期中に利用実績のなかったものについては、潜在的ニーズを踏まえるとともに、実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

① 居宅介護

各年度の実績と見込

内容		従来のホームヘルプサービスで、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスです。					
主な利用者像		障害の種類は問わず、障害支援区分が区分Ⅰ（要支援程度）以上の人。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間	実績値/ 見込値	384	312	327	348	371	395
実人員	実績値/ 見込値	22	21	22	23	25	27

② 重度訪問介護

各年度の実績と見込

内容		自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などの総合的なサービスです。					
主な利用者像		重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績値/見込値	231	666	666	674	674	674
実人員	実績値/見込値	1	1	1	1	1	1

③ 同行援護

各年度の実績と見込

内容		外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。					
主な利用者像		視覚障害により、移動に著しい困難を有する人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績値/見込値	0	0	0	1	1	1
実人員	実績値/見込値	0	0	0	1	1	1

④ 行動援護

各年度の実績と見込

内容		外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などのサービスです。					
主な利用者像		知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を必要とする人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績値/見込値	1	1	1	1	1	1
実人員	実績値/見込値	1	1	1	1	1	1

⑤ 重度障害者等包括支援

各年度の実績と見込

内容		障害程度が重く、意思の疎通に著しい困難をともなう常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。					
主な利用者像		常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性がととも高い人（障害支援区分が区分6（児童について区分6に相当する児）の極めて重度の障害者で、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、重症心身障害（児）者、強度行動障害者等）。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	0
実人員	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	0

訪問系サービス見込量確保のための方策

- （1）福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めます。また、サービス提供主体の人材確保、人材育成に向け、国・県への働きかけも行います。
- （2）困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者を含め、必要に応じて相互に情報交換ができる体制づくりに努めます。
- （3）相談支援事業者の周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- （4）地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域で障害者を支える体制を推進します。

(2) 日中活動系サービス

見込量の考え方

第6期に利用実績があったものについては、第6期の期中伸び率より推計後、県や近隣市町村と協議し、設定しています。

第6期中に利用実績のなかったものについては、潜在的ニーズを踏まえるとともに、実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

① 生活介護

各年度の実績と見込

内容		主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供するサービスです。					
主な利用者像		地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人。 ①年齢が50歳未満の場合は、障害支援区分が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である人。 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	1,603	1,660	1,679	1,723	1,723	1,723
実人員	実績値/ 見込値	91	90	91	90	90	90

② 自立訓練（機能訓練）

各年度の実績と見込

内容		自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法士や作業療法士等による身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。					
主な利用者像		<p>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p>②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等。</p>					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日	実績値/ 見込値	0	0	0	22	22	22
実人員	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

③ 自立訓練（生活訓練）

各年度の実績と見込

内容		自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行うサービスです。					
主な利用者像		地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者。 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。 ②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	42	22	22	22	22	22
実人員	実績値/ 見込値	2	1	1	1	1	1
うち、精神障害者の自立訓練（生活訓練）							
実人員	実績値/ 見込値	2	1	1	1	1	1

④ 就労選択支援

各年度の実績と見込

内容		障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する令和7年10月より開始予定のサービスです。					
主な利用者像		就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある人及び利用している人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/ 見込値	0	0	0	0	1	1

⑤ 就労移行支援

各年度の実績と見込

内容		定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等を行うサービスです。					
主な利用者像		一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人。 ①企業等への就労を希望する人。 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	21	63	63	63	63	63
実人員	実績値/ 見込値	2	3	3	3	3	3

⑥ 就労継続支援（A型）

各年度の実績と見込

内容		事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。					
主な利用者像		就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人。 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 ②盲・ろう・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にならない人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	165	117	128	128	138	149
実人員	実績値/ 見込値	10	7	8	8	8	9

⑦ 就労継続支援（B型）

各年度の実績と見込

内容		事業所への通所により就労の機会を提供（雇用契約は結ばない）し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。					
主な利用者像		<p>就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人。</p> <p>①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>③上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人。</p>					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	1,122	1,161	966	1,182	1,182	1,182
実人員	実績値/ 見込値	61	65	54	63	63	63

⑧ 就労定着支援

各年度の実績と見込

内容		企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。					
主な利用者像		就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/ 見込値	2	1	1	1	1	1

⑨ 療養介護

各年度の実績と見込

内容		主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等を行うサービスです。					
主な利用者像		医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人。 ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6（要介護5程度）。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5（要介護4程度）以上の人。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/見込値	9	9	9	9	9	9

⑩ 短期入所（福祉型）

各年度の実績と見込

内容		自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。 緊急時の受入対応体制の確保等にも対応できるよう人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ができる体制づくりを目指します。また、虐待を受けた障害児等においては、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。					
主な利用者像		①障害支援区分が区分1以上である障害者。 ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障害児。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/見込値	67	53	55	67	67	67
実人員	実績値/見込値	11	7	7	10	10	10

① 短期入所（医療型）

各年度の実績と見込

内容		自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスで、医療的管理が必要な方が利用し、病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。					
主な利用者像		①遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等。					
（月当たり）		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日	実績値/ 見込値	1	0	0	1	1	1
実人員	実績値/ 見込値	1	0	0	1	1	1

日中活動系サービス見込量確保のための方策

- (1) 本市にサービスを提供できる福祉施設や事業所等との連携を強め、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 利用者のニーズを把握してサービス量の拡大を図るとともに、緊急時の短期入所等の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- (3) 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関と連携し、東部圏域自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。
- (4) 県との連携の下、東部圏域での退院促進を推進し、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。
- (5) 就労定着支援については、事業を実施する事業所の増加に努めるとともに、住民への情報提供を通じて利用促進を図ります。

(3) 居住系サービス

見込量の考え方

第6期に利用実績があったものについては、第6期の期中伸び率より推計後、県や近隣市町村と協議し、設定しています。

第6期中に利用実績のなかったものについては、潜在的ニーズを踏まえるとともに、実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

① 自立生活援助

各年度の実績と見込

内容		居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスです。					
主な利用者像		施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害者。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1
うち、精神障害者の自立生活援助							
人	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

各年度の実績と見込

内容		家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービスです。 また、重度化・高齢化した障害者等で地域生活を希望する方に対して、常時の支援体制を確保する「日中サービス支援型指定共同生活援助」や、グループホームの入居等の体験機会についても事業者と検討を進めます。					
主な利用者像		就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	実績値/ 見込値	27	31	30	34	34	35
うち、重度障害者の共同生活援助（グループホーム）							
人	実績値/ 見込値	5	6	6	6	6	6
うち、精神障害者の共同生活援助（グループホーム）							
人	実績値/ 見込値	10	10	12	12	12	12

③ 施設入所支援

各年度の実績と見込

内容		夜間や休日に、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行うサービスです。					
主な利用者像		生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	実績値/ 見込値	57	56	62	61	60	59

居住系サービス見込量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、必要量の確保のため、県及び東部圏域の市村と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、整備・調整していきます。
- (2) 市内又は近隣市町村で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を、継続的に働きかけていきます。
- (3) 入所者の決定には、審査会を通じて決定する障害支援区分や家庭等の状況を勘案し、必要な人が利用できるよう努めます。
- (4) 自立生活援助については、民間事業所等のサービス実施主体の事業参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

見込量の考え方

障害者数の推移、国保連合会への請求状況を基に、期中の伸び率を、毎年度の伸び率と仮定し見込量を算出しています。

第6期中に利用実績のなかったものについては、潜在的ニーズを踏まえるとともに、実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

① 計画相談支援

各年度の実績と見込

内容		障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。					
主な利用者像		障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績値/見込値	42	40	38	39	40	41

② 地域移行支援

各年度の実績と見込

内容		住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。					
主な利用者像		障害者支援施設等に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績値/見込値	0	0	0	1	1	1
うち、精神障害者の地域移行支援							
人	実績値/見込値	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

各年度の実績と見込

内容		常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。					
主な利用者像		居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人。					
(月当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1
うち、精神障害者の地域定着支援							
人	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

相談支援見込量確保のための方策

- (1) サービス等利用計画の作成を促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の人材の確保に努めます。
- (2) 相談支援専門員の資質向上のため、各種研修等を行います。
- (3) ケアマネジメントにより、対象者にきめ細かく支援するとともに、個々の利用者実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- (4) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者の支援に努めます。

(5) その他の活動指標

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。多くの場合は治療により回復し、社会の中で安定した生活を送ることができるようになります。

他方、本人が苦しんでいても、周囲からはわかりにくいという特徴があります。また、長い期間入院している精神障害者の方々をはじめ、精神障害者の地域生活の支援については、精神科医療機関や地域の援助事業者による努力だけでは限界があるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要です。また、発達障害者及び高次脳機能障害者についても、障害者総合支援法で精神障害者に含まれることを周知徹底していきます。

各年度の実績と見込

内容		保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域の現状及び課題を明らかにし、各分野が連携して取り組むことで、精神障害者が地域で安心して生活できる体制づくりを行います。					
		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	実績値/見込値	0	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者の参加者数（人）	実績値/見込値	0	25	25	25	25	25
	保健	0	0	0	0	0	0
医療	精神科	0	2	2	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0	0
	福祉	0	21	21	21	21	21
	介護	0	0	0	0	0	0
	当事者	0	2	2	2	2	2
	家族	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
目標設定数（項目）	実績値/見込値	0	3	10	10	10	10
評価の実施（回）	実績値/見込値	0	0	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 東部圏域自立支援協議会の地域生活部会のメンバーを主構成員とし、現状や課題の共有、目標設定、評価を行います。

② 相談支援体制の充実・強化のための取組

各年度の実績と見込

内容	適切なサービスを受けるための計画相談に関する環境の充実や基幹相談支援センターの機能強化、未就学期における療育の充実に向けた、児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		基幹相談支援センター					
基幹相談支援センターの設置	実績値/見込値	設置	設置	設置	設置	設置	設置
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言(件)	実績値/見込値	1	2	2	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援(件)	実績値/見込値	0	0	0	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組(回)	実績値/見込値	3	4	4	4	4	4
個別事例の支援内容の検証(回)	実績値/見込値	1	1	1	1	1	1
主任相談支援専門員の配置(人)	実績値/見込値	0	0	0	0	0	1
協議会							
相談支援事業所の参画による事例検討(回)	実績値/見込値	5	5	5	5	5	5
参加事業者・機関(箇所)	実績値/見込値	23	23	18	18	18	18
専門部会の設置(箇所)	実績値/見込値	0	0	1	1	1	1
専門部会の実施(回)	実績値/見込値	0	0	5	5	5	5

見込量確保のための方策

- (1) 令和2年度より設置した基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援に取り組みます。
- (2) 相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保し、また、その機能が有効に活用できるよう、事業者訪問等により指導・助言を行います。

③ 障害福祉サービス等の質の向上

各年度の実績と見込

内容		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加（人）	実績値/ 見込値	0	5	2	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有（回）	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 市職員が県等による研修会へ参加し、スキルアップを図ります。
- (2) システムを事業者や関係自治体と共有し、分析、課題の共有、連携した取組につなげ、サービスの質の向上と支援内容の適正化に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 地域生活支援事業の概要

目的

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本市では以下の事業を、第7期計画における地域生活支援事業として実施します。

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥手話奉仕員養成研修事業 ⑦地域活動支援センター事業 ⑧理解促進研修・啓発事業 ⑨自発的活動支援事業 ⑩成年後見制度法人後見支援事業
その他の事業（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ①日中一時支援事業 ②社会参加促進事業 ③訪問入浴サービス事業 ④自動車改造費助成事業

利用者負担

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用者負担（1割負担）があります。それ以外の事業に関しては、利用者負担はありません。

見込量の考え方

第6期中の利用実績から期間中の平均伸び率を算出し、見込量に反映しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した見込量としています。

(2) 必須事業

① 相談支援事業

各年度の実績と見込

内容		<p>障害者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>(1) 福祉サービスの情報提供や相談等、利用援助に関する業務。 (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務。 (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務。 (4) ピアカウンセリングに関する業務。 (5) 権利の擁護のために必要な支援に関する業務。 (6) 専門機関の紹介に関する業務。</p> <p>また、障害者相談支援事業を効果的に実施するために、東部圏域自立支援協議会が設置されており、主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどを行います。</p>					
対象者		障害者、障害者の保護者や介護者。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	実績値/ 見込値						

見込量確保のための方策

- (1) 公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村の3市1村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 一般的な相談支援事業に加え、地域移行・地域定着の促進の取組等、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能強化を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

各年度の実績と見込

内容		障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。					
対象者		障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	1	0	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 必要とする方が必要な時に利用できる体制を整えておくとともに、情報提供にも努めます。また、「大月市成年後見制度利用促進基本計画」と整合性をとりながら、制度の普及・促進、利用支援、中核機関における機能強化等に努めます。

③ 意思疎通支援事業（手話通訳者及び要約筆記者派遣事業）

各年度の実績と見込

内容		手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。					
対象者		聴覚障害及び音声又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	91	60	60	60	60	60

見込量確保のための方策

- (1) 手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業を実施していきます。
- (2) 意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (3) 障害者手帳を交付する際に、意思疎通支援事業のサービス内容等を丁寧に説明し、利用の促進を図ります。

④ 日常生活用具給付等事業

内容

障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。また、難病患者等については、都道府県等と連携し、難病の方へ必要な情報提供が行われ、サービスが活用できるように取り組みます。

介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具。
自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援道具	在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具。
住宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

対象者

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病者で当該用具を必要とする人。

④-1 介護・訓練支援用具

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績値/見込値	5	3	0	3	3	3

④-2 自立生活支援用具

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績値/見込値	3	0	3	3	3	3

④-3 在宅療養等支援道具

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	1	1	1	1	1	1

④-4 情報・意思疎通支援用具

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	0	1	0	1	1	1

④-5 排泄管理支援用具

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	137	133	127	130	130	130

④-6 在宅生活動作補助用具（住宅改修費）

各年度の実績と見込

(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件	実績値/ 見込値	1	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 日常生活用具の情報提供に努め、サービスを必要としている障害者に適切な用具が給付できるように努めます。
- (2) サービス提供事業者に対して、情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑤ 移動支援事業

各年度の実績と見込

内容		移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。移動支援には、個別支援とグループ支援があり、目的に応じて利用することができます。					
対象者		障害者で、外出時に移動の支援を必要とする人。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/見込値	8	6	7	7	7	7
延利用時間	実績値/見込値	573	434	300	400	400	400

見込量確保のための方策

- (1) 移動支援事業に関する情報提供を行い、サービス利用の促進を図ります。
- (2) 受給者証交付時に聞き取りを行うなどして状況の把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害者へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) サービス提供事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

各年度の実績と見込

内容		意思疎通を図ることに支障がある障害者等の支援や交流活動の促進のため、日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。					
対象者		聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に理解を有し、手話奉仕員として活動する意思のある人。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/見込値	13	9	12	13	13	13

見込量確保のための方策

- (1) 研修や勉強会等を通じて、意思疎通支援のための日常生活に必要な手話の技術を獲得した奉仕員の増員を図ります。
- (2) 社会福祉法人等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

⑦ 地域活動支援センター事業

各年度の実績と見込

内容		通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を目的とした支援を行います。 基礎的事業：利用者に対し創作的作業、生産活動の機会の情報提供を行う事業。 機能強化事業：通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業。					
対象者		医師により発達に障害があると診断された人を含む障害者で、地域において就労及び雇用されることが困難な人。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	実績値/ 見込値	2	2	2	2	2	2
実人員	実績値/ 見込値	27	18	18	18	18	18

見込量確保のための方策

- (1) 障害の特性に合わせた活動を提供することで、地域生活を営む障害者の地域活動支援センターの利用を促進します。
- (2) 小規模作業所の運営や日常生活及び就労の支援等の促進を図るため、NPO等と連携し、職員の資質向上に努めます。

⑧ 理解促進研修・啓発事業

各年度の実績と見込

内容		日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深める研修・啓発・広域活動等を行います。					
対象者		地域住民。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施 有無	実績値/ 見込値	1	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、啓発を行うことで、地域住民の障害に対する理解を深めます。併せて、障害や疾患などが外見からは分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」についても、理解促進に努めるとともに、障害者自身の利用も呼びかけます。
- (2) 事業所等と連携して、事業所訪問の機会づくりや障害特性の理解のための教室の開催等、障害者への理解を深める事業を展開します。

⑨ 自発的活動支援事業

各年度の実績と見込

内容		障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになるための障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。					
対象者		実施主体管内の障害者等、その家族又は地域住民等。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施 有無	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) ピアサポート事業等を始めとする障害者の自発的活動を支援する事業を、市民ニーズを把握しながら、社会福祉協議会や事業所等と連携し、実施していきます。

⑩ 成年後見制度法人後見支援事業

内容		法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成します。					
対象者		法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等。					
(年当たり)		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施 有無	実績値/ 見込値	0	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 市民ニーズを把握しながら、社会福祉協議会等と連携し、事業を展開します。

(3) その他の事業 (任意)

① 日中一時支援事業

各年度の実績と見込

内容		障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に看護している家族の一時的な休息を支援します。					
対象者		日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	実績値/ 見込値	5	4	5	5	5	5
実人員	実績値/ 見込値	22	19	19	20	20	20

見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、申請時に聞き取りなどを通じて、利用者のニーズ把握に努めます。

② 社会参加促進事業

各年度の実績と見込

内容		スポーツやイベント、住民活動において、障害者の社会参加を促進します。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保し、障害者の個性や能力の発揮ができるよう支援します。					
対象者		障害者とその家族。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	実績値/ 見込値	1	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) より多くの障害者が参加できるように、活動内容の充実を図ります。
- (2) 利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

③ 訪問入浴サービス事業

各年度の実績と見込

内容		身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。					
対象者		居宅において、入浴が困難な在宅の身体障害者。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	実績値/ 見込値	1	1	1	1	1	1
実人員	実績値/ 見込値	3	2	1	2	2	2

見込量確保のための方策

- (1) 利用者のニーズ把握に努めるとともに、広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、サービスの周知を図ります。

④ 自動車改造費助成事業

各年度の実績と見込

内容		身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。					
対象者		身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体不自由者であって、障害の程度が1級又は2級の人（所得制限あり）。					
		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実人員	実績値/ 見込値	0	0	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、適正な事業運営を推進します。

第6章 第3期障害児福祉計画

1 障害児福祉サービスの成果目標

障害児においては、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるよう、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。

児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図り、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

なお、計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援事業計画とも整合性を図り、地域での支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) - 1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の目標

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

目標

項目	数値	考え方
令和3年度末 児童発達支援センター設置数	0箇所	令和3年度末時点の児童発達支援センター設置数
【目標値】 令和8年度末 児童発達支援センター設置数	1箇所 (圏域)	令和8年度末時点の児童発達支援センター設置数
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	構築	

※国の目標様式に合わせて表記

(1) -2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

国の目標

- 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。

目標

項目	数値	考え方
令和3年度末 児童発達支援事業所数	0箇所	令和3年度末時点の 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
【目標値】 令和8年度末 児童発達支援事業所数	1箇所 (圏域)	令和8年度末時点の 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数

※国の目標様式に合わせて表記

項目	数値	考え方
令和3年度末 放課後等デイサービス事業所数	2箇所	令和3年度末時点の重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和8年度末 放課後等デイサービス事業所数	1箇所 (圏域)	令和8年度末時点の重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数

※国の目標様式に合わせて表記

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の協議の場	1箇所 (圏域)	令和8年度末時点の市村における保健、医療、障 害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るた めの医療的ケア児等支援の協議の場の設置状況

※国の目標様式に合わせて表記

※コーディネーター配置人数は活動指標に記載

2 障害児福祉サービスの実績と見込

(1) 障害児支援サービス

見込量の考え方

第2期に利用実績があったものについては、第2期の期中伸び率より推計後、県や近隣市町村と協議し、設定しています。

第2期中に利用実績のなかったものについては、潜在的ニーズを踏まえるとともに、実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

児童発達支援

第2期中の伸び率から推計し、潜在的ニーズを踏まえ、見込み量を設定しています。

放課後等デイサービス

第2期中の伸び率から推計し、見込量を設定しています。

保育所等訪問支援

第2期での実績はないものの、潜在的ニーズを踏まえ、見込量を設定しています。

居宅訪問型児童発達支援

第2期での実績はないものの、潜在的ニーズを踏まえ、見込量を設定しています。

障害児相談支援

第2期中の伸び率から推計し、見込量を設定しています。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和4年度に1名配置したことから、3期においても同様に配置していきます。

① 児童発達支援

各年度の実績と見込

内容		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。また、発達が気になる未就学児童や、障害のある未就学児童が、できる限り身近な場所で支援を受けられるよう、専門的な視点を踏まえ療育を行う事業です。					
主な利用者像		療育の観点から集団療養及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 ②保育所や幼稚園、認定こども園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。					
(月当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/見込値	28	24	24	32	32	32
実人員	実績値/見込値	4	3	3	3	3	3

② 放課後等デイサービス

各年度の実績と見込

内容		学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、個々の困難の解消、地域社会への参加、自立を目指した療育の観点の下、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を継続的に提供し、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。					
主な利用者像		学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。					
(月当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/見込値	362	328	311	339	339	339
実人員	実績値/見込値	30	30	28	29	29	29

③ 保育所等訪問支援

各年度の実績と見込

内容		集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。					
主な利用者像		児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など）に通う障害児、または利用を予定する障害児で、専門的な支援が必要と認められた児童。					
(月当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	1
実人員	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	1

④ 居宅訪問型児童発達支援

各年度の実績と見込

内容		障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行うサービスです。					
主な利用者像		重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童。					
(月当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	1
実人員	実績値/ 見込値	0	0	0	0	0	1

⑤ 障害児相談支援

各年度の実績と見込

内容		障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、検証する相談支援を提供するサービスです。					
主な利用者像		通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者。					
(月当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	実績値/見込値	3	3	4	4	4	4

⑥ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

各年度の実績と見込

内容		保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。					
主な利用者像		生活するうえで、医療的ケアを必要とする障害のある児童。					
(年当たり)		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	実績値/見込値	0	1	1	1	1	1

障害児支援サービス見込量確保のための方策

- (1) 障害児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の拡充に努めます。
- (2) サービス提供事業所や保健師等と連携し、支援体制を整えます。
- (3) 最も需要のある放課後等デイサービスに対応できるよう、充実したサービス提供体制を整備、拡充します。
- (4) 障害児の環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した「障害児支援利用計画案」の作成に向け、指定障害児相談支援事業所や指定障害児通所支援事業所と連絡調整し、サービス提供体制の整備に努めます。また、卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を行います。
- (5) 障害児福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービスを効果的に提供できる体制整備に努めます。
- (6) 住民に対するサービスの情報提供に努めます。

(2) 発達障害者等に対する支援

①ペアレントトレーニング等支援プログラム

内容	発達障害は障害か否かがわかりにくく、また特徴の出方も多様であるため、「見えづらい障害」とも言われることから、保護者（養育者）が、具体的にどのような対応ができるかを学ぶための支援を行います。						
主な利用者像	障害のある児童保護者、障害の疑いがある児童の保護者等						
		第2期			第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
支援プログラム等の受講者数（保護者数）（人）	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1
支援プログラム等の実施者数（支援者数）（人）	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1
ペアレントメンター（人）	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1
ピアサポート活動参加者（人）	実績値/ 見込値	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 事業の周知・啓発を行うとともに、潜在ニーズの把握に努め、サービス提供を検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の公表

計画については、市の広報誌等で広く公表し、周知につなげていきます。

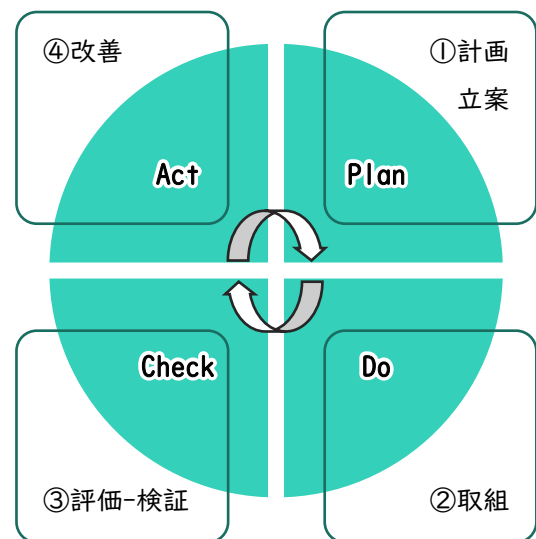
2 計画の進行管理と評価

(1) PDCAサイクル

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価・検証（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。



（施策効果を高めるため次のサイクルへ）

(2) 計画の進捗管理と推進

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策を確実なものにするためには、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗状況を確認し状況に応じて変更等の措置をとることが重要となります。国の指針で、「少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い」とあることも鑑み、実行年度の翌年に計画の進捗状況を点検・評価し、結果に基づいた所要の対策を講じます。

このような事業の実施状況の確認等にあたっては、市社会福祉協議会、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者及び障害者団体と連携して取り組み、計画の推進に努めます。

資料編

1 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による大月市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による大月市障害児福祉計画を策定するに際し、大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に必要な事項について調査し審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 実効性のある内容の計画とするため、委員はサービスを利用する障害者等をはじめ、関係団体、施設、学識経験者など、幅広い関係者の中から市長が選任し、委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める計画を立案し、市長へ報告するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉介護課障害者支援担当において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

2 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職	所属
障害者団体 (2名)	藤本 兼三		大月市障がい者福祉の会 会長
	小太刀杏美		大月市障がい者福祉の会 副会長
施設関係 (5名)	篠原 英雄		山梨県社会福祉事業団 障害者支援施設もえぎ寮 寮長
	横山 敏彦		芽生福祉会 理事長
	廣瀬 常隆		山の都福祉会 スカイコート大月 相談支援部長
	庄司 愛子	副委員長	平成福祉会 放課後等デイサービスみらい 管理者
	石井 始天	委員長	おおつき社会福祉士事務所ソーシャル 所長
学識経験者 (4名)	安藤 睦美		大月市民生委員児童委員協議会 会長
	小松 繁		富士・東部圏域マネージャー
	西室 稔子		地域療育コーディネーター
	安藤 剛		大月市社会福祉協議会 地域福祉担当 主査
教育関係 (1名)	羽田 浩治		やまびこ支援学校 進路指導主事
委員数12名			

順不同・敬称略

3 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定経過

実施年月日	策定経過
令和6年1月12日	第1回 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 (1) 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について (2) その他
令和6年1月29日～ 令和6年2月19日	パブリックコメントの実施 提出された意見 0件
令和6年2月28日	第2回 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの報告 (2) 大月市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について (3) 答申書(案)について (4) その他

大月市 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発 行 令和6年3月

発 行 者 大月市

企画・編集 市民生活部 福祉介護課

〒401-8601

山梨県大月市大月2丁目6-20

TEL：0554-23-8031

FAX：0554-22-6422

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>